

議会運営委員会  
 全員協議会

協議事項

令和3.11.8 (月)

午前 10 時

午後 1 時 30 分

1 第4回市議会定例会において早期議決を要する事項について

2 第4回市議会定例会の運営について

(1) 諸般の報告事項

監報第17・18号 …2件 定期監査等、例月出納検査結果報告  
 報第26号 …1件 専決処分の報告 (法第180条関係)

(2) 議決事件について

ア 市長提出事件

自 第113号議案	} 35件	}	予 算	7件
			条 例	11件
至 第147号議案			そ の 他	17件

(3) 討論について

通告書の提出期限

早期議決を要する議案……11月16日(火)正午  
 その他の議案 ……12月6日(月)正午

(4) 市政に対する質問について (9月24日の議運で内定)

ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1人	6人
公明党	—	1人
市民クラブ	1人	—
創造浜松	1人	1人
日本共産党浜松市議団	1人	—
市民サポート浜松	—	1人
党派を超える会	—	1人
	4人	10人

イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
11月30日(火)	4人	—
12月1日(水)	—	5人
12月2日(木)	—	5人
	4人	10人

ウ 質問通告期限 ……11月19日(金)正午

エ 質問順序

	代表質問	一般質問
1 日 目	1 自由民主党浜松	
	2 創造浜松	
	3 市民クラブ	
	4 日本共産党浜松市議団	
2 日 目		1 公明党
		2 自由民主党浜松
		3 市民サポート浜松
		4 党派を超える会
		5 自由民主党浜松
3 日 目		6 自由民主党浜松
		7 自由民主党浜松
		8 自由民主党浜松
		9 自由民主党浜松
		10 創造浜松

(5) 会期について

自 11月15日(月) }  
至 12月14日(火) } の30日間

(6) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について(別紙)

3 追加予定議案等について

4 請願・意見書の提出について

5 議会改革検討会議の協議結果について

6 本会議の傍聴制限の緩和について

浜財財第60号

令和3年11月8日

浜松市議会議長 和久田 哲男 様

浜松市長 鈴木 康友

### 1 11月市議会定例会における早期議決依頼について

11月市議会定例会に提出を予定している案件のうち下記の案件について、早期の議決を賜りますよう、よろしくお取り計らい願います。

#### 記

#### 1 早期議決依頼案件

- (1) 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について
- (2) 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- (3) 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

#### 2 早期審議・議決依頼の理由

- (1) 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正及び浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

浜松市特別職報酬等審議会の答申（令和3年10月25日）を踏まえ、一般職に準じ、期末手当の改定を実施するため、条例の改正をお願いするものである。

令和3年12月支給の期末手当については、支給の基準となる同月1日までにその根拠となる浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和31年浜松市条例第47号）及び浜松市特別職の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第37号）を改正し、施行することが必要となる。

(2) 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正及び浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和3年9月29日）を踏まえ、本年度の給与改定を実施するために、条例の改正をお願いするものである。

内容は、公民給与の較差の解消を図るため、期末手当を改定するものである。令和3年12月支給の期末手当については、支給の基準となる同月1日までにその根拠となる浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）及び浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）を改正し、施行することが必要となる。

以上の理由から、早期の審議・議決をお願いするものである。

# 日程表（内定・追加）

（ 会期 自 11月15日（月） の30日間  
至 12月14日（火） ）

令和3年11月定例会

月 日	曜 日	会 議 名	開 議 時 刻	会 議 場 所	会 議 の 内 容	備 考
11月8日	月	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 第 4 回 定 例 会 の 運 営 に つ い て 2 その他	○ 招 集 告 示 ○ 議 案 配 付
		全 員 協 議 会	午 後 1 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議 会 運 営 委 員 会 の 協 議 結 果 に つ い て 2 その他	
9日	火	交 通 政 策 ・ 大 規 模 災 害 対 策 調 査 特 別 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	各 種 報 告 事 項 等	
10日	水					
11日	木					
12日	金					
13日	(土)					
14日	(日)					
15日	月	本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 諸 般 の 報 告 2 議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 休 憩 ( 議 案 説 明 会 ) ・ 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 3 その他	
16日	火					
17日	水					
18日	木					
19日	金					※ 質 問 通 告 期 限 … 正 午
20日	(土)					
21日	(日)					
22日	月					
23日	(火)					[ 勤 労 感 謝 の 日 ]
24日	水					
25日	木					
26日	金					
27日	(土)					
28日	(日)					
29日	月	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 本 会 議 2 日 目 か ら 4 日 目 ま で の 運 営 に つ い て 2 意 見 書 等 の 調 整 に つ い て 3 その他	
30日	火	全 員 協 議 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議 会 運 営 委 員 会 の 協 議 結 果 に つ い て 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	代 表 質 問	
12月1日	水	本 会 議	午 前 10 時	議 場	一 般 質 問	
2日	木	本 会 議	午 前 10 時	議 場	一 般 質 問	
3日	金	総 務 委 員 会 厚 生 保 健 委 員 会 環 境 経 済 委 員 会 建 設 消 防 委 員 会 市 民 文 教 委 員 会	午 前 9 時 30 分	第 1 委 員 会 室 第 2 委 員 会 室 第 3 委 員 会 室 第 4 委 員 会 室 第 5 委 員 会 室	付 託 議 案 審 査	
		建 設 消 防 委 員 会 ・ 市 民 文 教 委 員 会 合 同 委 員 会	午 後 1 時 30 分	全 員 協 議 会 室	報 告 事 項 に つ い て	
4日	(土)					
5日	(日)					
6日	月					※ 討 論 通 告 期 限 … 正 午
7日	火					
8日	水					
9日	木					

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
10日	金					
11日	(土)					
12日	(日)					
13日	月	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
14日	火	全 員 協 議 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 委員長報告・質疑・(討論)・採決 2 その他	

# 議 事 日 程 (第 19 号)

令和3年11月15日(月) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 第 113 号議案 令和3年度浜松市一般会計補正予算(第5号)
- 第 4 第 114 号議案 令和3年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 5 第 115 号議案 令和3年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 6 第 116 号議案 令和3年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 第 117 号議案 令和3年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 第 118 号議案 令和3年度浜松市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 9 第 119 号議案 令和3年度浜松市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第10 第 120 号議案 浜松市個人情報保護条例の一部改正について
- 第11 第 121 号議案 浜松市税条例の一部改正について
- 第12 第 122 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について
- 第13 第 123 号議案 浜松市福祉交流センター条例の一部改正について
- 第14 第 124 号議案 浜松市総合産業展示館条例の一部改正について
- 第15 第 125 号議案 浜松市水防団条例及び浜松市消防団に関する条例の一部改正について
- 第16 第 126 号議案 浜松市市民栄誉賞条例の制定について
- 第17 第 127 号議案 当せん金付証票の発売について
- 第18 第 128 号議案 養護老人ホームとよおか管理組合の解散について
- 第19 第 129 号議案 指定管理者の指定について(浜松市防災学習センター)
- 第20 第 130 号議案 指定管理者の指定について(浜松市市民協働センター)
- 第21 第 131 号議案 指定管理者の指定について(アクトシティ浜松、浜松市楽器博物館)
- 第22 第 132 号議案 指定管理者の指定について(浜松市天竜庭球場ほか2施設)
- 第23 第 133 号議案 指定管理者の指定について(浜松市天竜壬生ホール)
- 第24 第 134 号議案 指定管理者の指定について(浜松市春野福祉センター)
- 第25 第 135 号議案 指定管理者の指定について(浜松市根洗学園)
- 第26 第 136 号議案 指定管理者の指定について(浜松市新川モール)
- 第27 第 137 号議案 指定管理者の指定について(遠州灘海浜公園(白羽地区、中田島中地区、江之島地区))
- 第28 第 138 号議案 指定管理者の指定について(雄踏総合公園、浜松市舞阪表浜公園)

- 第29 第139号議案 指定管理者の指定について（緑化推進センター）
- 第30 第140号議案 指定管理者の指定について（浜松市立西図書館）
- 第31 第141号議案 指定管理者の指定について（浜松市立積志図書館）
- 第32 第142号議案 指定管理者の指定について（浜松市立浜北図書館）
- 第33 第143号議案 指定管理者の指定について（浜松市秋野不矩美術館）
- 第34 第144号議案 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償  
条例の一部改正について
- 第35 第145号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 第36 第146号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第37 第147号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について



# 議 事 の 順 序 (第1日)

令和3年11月15日(月) 午前10時開会

- 1 開 会 の 宣 告
- 2 開 議 の 宣 告
- 3 諸 般 の 報 告……
  - 〔監報第17・18号 定期監査等、例月出納検査結果報告
  - 〔報 第 26号 専決処分の報告(法第180条関係)
- 4 会議録署名議員指名
- 5 会 期 の 決 定
- 6 議 案 上 程……
  - 〔自 日程第 3 第113号議案
  - 〔至 日程第37 第147号議案35件
- (1) 説 明
- (休 憩) 議案説明会開催
- (2) 質 疑
- (3) 委員会付託
- 7 休 会 の 決 定
- 8 散 会 の 宣 告

## 令和3年第4回浜松市議会定例会議案付託件目表

### 総務委員会

- 第 113 号議案 令和3年度浜松市一般会計補正予算（第5号）  
第1条（歳入歳出予算の補正）中  
第1項  
第2項中  
歳入予算中  
第23款 繰越金  
歳出予算中  
第2款 総務費中  
第1項 総務管理費  
第3条（債務負担行為の補正）中  
市議会タブレット型端末リース料  
市議会だより発行事業費  
市長・副市長公用車運転管理業務委託費  
広報はままつ発行事業費  
ラジオ・テレビ番組制作及び放送事業費  
ケーブルテレビ広報番組制作業務委託費  
文書送達業務委託費  
ドキュメントセンター業務委託費  
本庁舎・元目分庁舎・鴨江分庁舎設備運転保守管理業務委託費  
業務改善プラットフォーム導入事業費  
番号系端末配備事業費  
市税の口座振替、還付振込及び領収済通知書入力データ作成業務委託費  
浜名協働センター附設体育館外7施設長寿命化改修事業費  
第4条（地方債の補正）
- 第 120 号議案 浜松市個人情報保護条例の一部改正について
- 第 121 号議案 浜松市税条例の一部改正について
- 第 126 号議案 浜松市市民栄誉賞条例の制定について
- 第 127 号議案 当せん金付証票の発売について
- 第 129 号議案 指定管理者の指定について（浜松市防災学習センター）
- 第 144 号議案 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について
- 第 145 号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 第 146 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

## 厚生保健委員会

第 113 号議案 令和 3 年度浜松市一般会計補正予算 (第 5 号)

第 1 条 (歳入歳出予算の補正) 中

第 2 項中

歳入予算中

第 18 款 国庫支出金中

第 1 項 国庫負担金中

第 3 目 衛生費国庫負担金

第 2 項 国庫補助金中

第 2 目 民生費国庫補助金

第 3 目 衛生費国庫補助金

第 19 款 県支出金

歳出予算中

第 3 款 民生費

第 4 款 衛生費

第 3 条 (債務負担行為の補正) 中

生活困窮者自立支援業務委託費

生活困窮者一時生活支援業務委託費

ふれあい交流センター竜西他 1 施設浴室改修事業費 (ふれあい交流センター竜西、ふれあい交流センター萩原)

こどもシステム構築業務委託費

はままつ子育てガイド発行業務委託費

学習支援業務委託費

保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金

保育所等巡回支援業務委託費

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証等作成及び封入封緘業務委託費

第 114 号議案 令和 3 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

第 115 号議案 令和 3 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

第 123 号議案 浜松市福祉交流センター条例の一部改正について

第 128 号議案 養護老人ホームとよおか管理組合の解散について

第 134 号議案 指定管理者の指定について (浜松市春野福祉センター)

第 135 号議案 指定管理者の指定について (浜松市根洗学園)

## 環境経済委員会

第 113 号議案 令和3年度浜松市一般会計補正予算（第5号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第22款 繰入金

第24款 諸収入

第25款 市債中

第1項 市債中

第8目 災害復旧債中

農林水産施設災害復旧債

歳出予算中

第7款 商工費

第11款 災害復旧費中

第1項 災害復旧費中

第1目 林業施設災害復旧費

第2目 農地・農業用施設災害復旧費

第2条（繰越明許費）中

林道等整備事業（林道維持補修事業）

農地・農業用施設災害復旧事業（単独事業）

第3条（債務負担行為の補正）中

みどりのリサイクル推進業務委託費

清掃事業用重金属固定剤購入経費

引佐最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託費

浜北環境センター浸出水処理施設運転管理業務委託費

新卒者向けUIJターン就職促進業務委託費

高齢者雇用促進・就労支援事業業務委託費

勤労会館給水配管改修等事業費

海外ビジネスサポートデスク業務委託費

浜松イノベーションキューブ・インキュベーションマネージャー業務委託費

観光インフォメーションセンター管理運営業務委託費

ふるさと納税返礼品調達及び配送業務委託費

実証実験サポート事業業務委託費

天竜トライアルオフィス運営事業費

第 116 号議案 令和3年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第1号）

第 117 号議案 令和3年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

第 124 号議案 浜松市総合産業展示館条例の一部改正について

第 136 号議案 指定管理者の指定について（浜松市新川モール）

# 建設消防委員会

第 113 号議案 令和 3 年度浜松市一般会計補正予算 (第 5 号)

第 1 条 (歳入歳出予算の補正) 中

第 2 項中

歳入予算中

第 18 款 国庫支出金中

第 1 項 国庫負担金中

第 6 目 災害復旧費国庫負担金

第 25 款 市債中

第 1 項 市債中

第 8 目 災害復旧債中

土木施設災害復旧債

歳出予算中

第 8 款 土木費

第 11 款 災害復旧費中

第 1 項 災害復旧費中

第 3 目 土木施設災害復旧費

第 2 条 (繰越明許費)

基地周辺整備事業

林道等整備事業 (林道維持補修事業)

農地・農業用施設災害復旧事業 (単独事業)

文教施設災害復旧事業 (国庫補助事業)

を除く

第 3 条 (債務負担行為の補正) 中

横断歩道橋修繕工事費

交通安全施設整備・修繕事業費 (国交付金事業)

交通安全施設整備・修繕事業費 (単独事業)

市道細江11号線外1線橋りょう上部工工事費

地元要望道路用地取得町別単価表作成事業費

県道細江浜北線 (雷神橋) 橋りょう上部工工事費

道路新設改良事業費 (単独事業)

県道浜北三ヶ日線岡本橋外5橋橋りょう定期点検業務委託費

橋りょう長寿命化修繕設計業務委託費

トンネル長寿命化修繕工事費

国道362号本坂トンネル外2箇所照明設備更新工事費

舗装長寿命化修繕事業費

道路維持修繕事業費 (単独事業)

道路防災事業費 (単独事業)

橋りょう耐震補強設計業務委託費

道路構造物点検データ入力業務委託費

普通河川西中瀬川河川改良工事費

普通河川和地山2号排水路河川改良工事費

浜松城公園電気幹線増設等工事設計業務委託費

つつじヶ丘団地A棟外2棟解体工事費

消防ヘリコプター定期耐空証明検査費

水防団活動服更新経費

- 第 118 号議案 令和3年度浜松市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 119 号議案 令和3年度浜松市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 122 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について
- 第 125 号議案 浜松市水防団条例及び浜松市消防団に関する条例の一部改正について
- 第 137 号議案 指定管理者の指定について（遠州灘海浜公園（白羽地区、中田島中地区、江之島地区））
- 第 138 号議案 指定管理者の指定について（雄踏総合公園、浜松市舞阪表浜公園）
- 第 139 号議案 指定管理者の指定について（緑化推進センター）

## 市民文教委員会

第 113 号議案 令和 3 年度浜松市一般会計補正予算（第 5 号）

第 1 条（歳入歳出予算の補正）中

第 2 項中

歳入予算中

第 18 款 国庫支出金中

第 2 項 国庫補助金中

第 9 目 教育費国庫補助金

第 21 款 寄付金

歳出予算中

第 2 款 総務費中

第 8 項 天竜区役所費

第 11 項 生涯学習費

第 10 款 教育費

第 2 条（繰越明許費）中

基地周辺整備事業

文教施設災害復旧事業（国庫補助事業）

第 3 条（債務負担行為の補正）中

DV相談支援センター電話相談業務委託費

和地協働センター駐車場整備設計等業務委託費

浜松山里いきいき応援隊活動事業費

市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金

なゆた・浜北設備更新工事費負担金

地域活性化支援人材受入事業費負担金

美術館企画展開催事業費

斎場再整備事業にかかるアドバイザー業務委託費

通園・通学バス等運行业務委託費

外国人子供教育支援推進業務委託費

学校ネットパトロール等業務委託費

校外適応指導教室運営業務委託費

コピー用紙購入経費

給食用LPガス購入経費

小中学校空調設備維持管理業務委託費（令和 3 年度設定分）

大瀬小学校バリアフリー化設計調査業務委託費

小中学校受変電設備更新事業費

小中学校管理諸室等空調設備更新工事費

市立高校体育館照明LED化工事費

春野学校給食センター空調設備更新工事費

学校給食費決定通知書等作成及び封入封緘業務委託費

第 130 号議案 指定管理者の指定について（浜松市市民協働センター）

第 131 号議案 指定管理者の指定について（アクトシティ浜松、浜松市楽器博物館）

第 132 号議案 指定管理者の指定について（浜松市天竜庭球場ほか 2 施設）

- 第 133 号議案 指定管理者の指定について（浜松市天竜壬生ホール）
- 第 140 号議案 指定管理者の指定について（浜松市立西図書館）
- 第 141 号議案 指定管理者の指定について（浜松市立積志図書館）
- 第 142 号議案 指定管理者の指定について（浜松市立浜北図書館）
- 第 143 号議案 指定管理者の指定について（浜松市秋野不矩美術館）
- 第 147 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について



## 早期審議・議決をお願いするもの

### 条例の一部改正 4件

- ・浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について
- ・浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- ・浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

## 追加提案が見込まれるもの

### 条例の一部改正 2件

- ・浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

令和3年11月8日

浜松市議会 議会運営委員会  
委員長 高林 修 様

浜松市議会 議会改革検討会議  
委員長 太田 康隆

### 協議結果報告書

令和3年9月14日及び10月26日に開催した議会改革検討会議の協議結果を下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 タブレット端末の導入について

令和2年8月24日から実施しているタブレット等の端末使用の試行について、対象会議に常任委員会及び特別委員会の協議会を追加することとなりました。なお、協議会については、会議資料のデータ提供は行わないこととします。(詳細は、別紙参照)

令和3年11月8日改正

## 議会におけるタブレット等の端末使用の試行実施について

議会におけるタブレット等の端末使用の試行実施にあたり、下記のとおり取り決める。

### 記

#### 1 試行の基本的な考え方

試行にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- (1) 議会におけるタブレット等の端末の本格導入に向け、課題等の洗い出しを目的とする。
- (2) 資料は、紙媒体と併用利用する。
- (3) 試行にあたっては、会議の進行を妨げないものとする。

#### 2 試行対象の会議

試行を実施する会議は、常任委員会（協議会を含む）及び特別委員会（協議会を含む）並びに議案（決算）説明会（以下、委員会等という）とする。

なお、協議会については、会議資料のデータ提供は行わないこととする。

#### 3 試行対象者

試行は、議員を対象とする。なお、参加は任意とする。

#### 4 試行期間

試行期間は、令和2年8月24日から当分の間とする。

#### 5 委員会等で使用できる機器

委員会等で使用できる機器は、各自所有のタブレット端末またはノートパソコンのみとし、スマートフォンの使用は認めない。

なお、複数台の使用を認めるものとする。

## 6 機器の使用範囲

機器は、以下の行為に限り使用することができるものとする。

- (1) 事前に機器へ取り込んだ委員会等の議事に必要なデータの閲覧
- (2) メモ等の記録

## 7 禁止事項

委員会等において、機器を利用した以下の行為は禁止する。

- (1) 操作音、音声等を発生させる行為
- (2) インターネットを利用した検索
- (3) 通話、メール、SNSへの投稿
- (4) 写真、動画の撮影
- (5) 音声の録音
- (6) 委員会等の議事と関係のないアプリケーションの利用
- (7) その他、議長又は委員長が会議運営に支障を来すと判断した行為

## 8 その他

議長及び委員長は、上記の事項が遵守されない場合、機器の使用の中止を命じることができる。

4 請願・意見書の提出について（別冊）

- (1) 適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施中止を求める意見書提出を求める請願  
（浜松民主商工会 会長 疋田朋広さん、浜北民主商工会 会長 竹内雄隆さん、  
天竜民主商工会 会長 鈴木義昭さん 提出）
- (2) 安心して医療が受けられ、健康が守られるように国民健康保険料の改善を求める請願  
（浜松・国民健康保険を良くする会 代表世話人 疋田朋広さん、堀内慶一さんほか提出）
- (3) 子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願  
（子どもと教育を考える浜松市民会議 代表者 小笠原里夏さんほか提出）
- (4) 管理不全土地等の民法特例規定の創設及び小規模農地取得要件緩和を求める意見書  
（自由民主党浜松提出）
- (5) 地域農業の担い手育成支援に対する意見書  
（自由民主党浜松提出）
- (6) 税務データの有効活用に向けた地方税法改正を求める意見書  
（市民クラブ提出）
- (7) 国における意見書に対する取扱いの改善と積極的な活用を求める意見書（創造浜松提出）
- (8) コロナ禍による米価下落への対策を求める意見書  
（日本共産党浜松市議団提出）
- (9) 気候変動危機対策の強化を求める意見書  
（日本共産党浜松市議団提出）

令和 3年10月27日

浜松市議会議長 和久田 哲男 様

請願者 静岡県浜松市中区葵東 2-6-18  
浜松民主商工会会長 疋田 朋成



静岡県浜松市浜北区高畑 20  
浜北民主商工会会長 竹内 雄隆



静岡県浜松市天竜区二俣町二俣 2098  
天竜民主商工会会長 鈴木 義昭



紹介議員

北島 定



小黒 啓子



酒井 豊実



落合 勝二



## 適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施中止を求める 意見書提出を求める請願

### 一、請願要旨

国に対し「適格請求書等（インボイス制度）の実施中止を求める意見書」を提出してください。

### 一、理由

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向けた準備が進められています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものであり、新規開業者やフリーランスの可能性を狭めかねません。

また、コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイスに対応できる状況ではありません。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、貴議会において、国に対し「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書」提出を採択していただくようお願いいたします。

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、国内での第一例が確認されてからすでに1年半以上が経過した今もなお猛威を振るい、経済活動の人為的抑制の繰り返しが新規感染者数を抑える手段の一つとなっている。個人消費支出の下落や時短・自粛営業を余儀なくされている中小企業・自営業者はかつてない打撃を受け、地域経済は回復の兆しが見えない深刻な状況が続いている。

このような経済状況の中、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まった。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらにインボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、現在500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

また、中小・小規模事業者にとって仕入や経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは、元請下請間の力関係や薄利多売の大型量販店に対抗するうえで非常に困難な状況である。このままではインボイス制度導入を機に中小企業・小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を避けたり、これまでの商取引上の付き合いを優先したりで免税事業者に留まる中小企業・小規模事業者の成長意欲の低下を招き、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがある。

よって政府および国会に対しインボイス制度の実施中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

浜松市議会議長 和久田 哲男

（あて先）

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
経済産業大臣

# 安心して医療が受けられ、健康が守られるように 国民健康保険料の改善を求める請願

2021年10月27日

浜松市議会議長 和久田 哲男 様

請願者

住所 浜松市中区上島 3-33-6

静岡県西部地区労働組合連合内

TEL(053)-545-9719 FAX(053)-545-9720

団体名 浜松・国民健康保険を良くする会

代表世話人 疋田 朋也

堀内 慶

他 ~~三ツ又~~ 筆

2324



紹介議員

北島 定

酒井 豊実

小黒 啓子

落合 勝二

## 【請願趣旨】

健康を維持し、元気に暮らせることは、市民共通の願いです。しかし、コロナ禍で健康な日常が壊され、さらに非正規労働者と零細業者は失業や収入減に脅かされています。

自営・被用者(小企業)・無職(年金者)が加入する国民健康保険(国保)は「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」ことを目的にかかげており、国民皆保険を底辺で支えています。

しかし、国保は所得のない子どもの分も保険料が計算され、他の保険制度に比べ高い保険料負担を強いられています。

浜松市の国保は10万世帯、15万人余が加入しています。浜松市は財政に十分な余裕があるのに、政令市で保険料が一番高くなっています。高い保険料が払えず、滞納し医療が受けられない方も出ています。国保制度をまもり拡充させることは、地方自治の本旨です。

市民の命と健康、くらしと中小業者の営業を守ることで、地域経済と市民生活が豊かになります。だれもが安心して医療を受けられるよう、以下の事項を請願します。

## 【請願事項】

- 一、 高すぎる国民健康保険料を引き下げてください。
- 一、 18才以下の子どもの均等割りを廃止・減額して下さい。
- 一、 収入が激減した世帯、生活困窮世帯が利用しやすい減免制度にしてください。



令和3年10月27日

浜松市議会議長 和久田 哲男 様



請願代表者

住 所 浜松市中区上島3-33-6

TEL 053(545)9719

氏 名 子どもと教育を考える浜松市民会議

代表者 小笠原 里夏

外 2918 筆



## 子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

紹介議員

酒井豊実



北島 定



小黒啓子



落合勝二



### 【請願趣旨】

子どもたちが人間として大切にされ、憲法と子どもの権利条約が生きて輝く学校をつくるのがすべての父母・保護者・市民の願いです。新型コロナウイルス感染拡大を防ぎ、子どもたちのいのちと健康を守ることを第一とし、どの子にもゆきとどいた教育を保障するために、以下のことを請願します。

### 【請願項目】

1. 教育費の保護者負担を減らしてください。
  - ① 経済的な理由で進学をあきらめる子どもが出ないように必要とするすべての大学、短期大学、専門学校等に対する返済不要の「給付制奨学金」制度を創設してください。
  - ② 子育て支援の観点から、給食費の負担を減らしてください。
  - ③ 就学援助制度の認定基準の緩和、支給費目の拡大をしてください。
2. 子どもたちの学びの充実のために、教職員を増やしてください。
  - ① 新型コロナウイルス感染防止のためにも、小学校3年まで実施している浜松式30人学級を全年で実現してください。
  - ② 静岡県や静岡市が踏み出したように、「1クラス25人以上」の条件を撤廃してください。
3. 特別な支援を必要とするすべての子どもたちに、ゆきとどいた教育を保障してください。
  - ① 発達支援学級の定数8人（情緒学級は7人）を6人に減らしてください。
  - ② 全小・中学校に発達支援学級を設置してください。
  - ③ 中学校区ごとに、通級指導教室を設置してください。
4. 子どもたちに豊かな放課後を保障してください。放課後児童会の支援員・補助員の増員に努めてください。また、支援員・補助員の労働条件改善にも努めてください。
5. 子どもたちのいのちと安全と健康を守り、学ぶ権利を保障するために、学習環境の改善を図ってください。
  - ① 新型コロナウイルス感染から子どもたちを守るための教育条件整備に全力をあげてください。
  - ② 避難所にもなる体育館のトイレの洋式化・ユニバーサル化をすすめてください。

管理不全土地等の民法特例規定の創設及び  
小規模農地取得要件緩和を求める意見書（案）

所有者による土地・建物の管理が適切に行われず、近隣住民等に悪影響を及ぼす管理不全状態の土地・建物については、物権的請求権や不法行為に基づく損害賠償請求権等による権利行使によって一定の対応がなされてきた。しかし、このような管理不全な土地・建物については、所有者に代わる管理人を選任し管理する制度が存在しないため、困難を伴うなどの問題があった。そこで「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）が成立し、管理不全な土地・建物が他人の権利または法律上保護される利益が侵害されるおそれがある場合において、必要があるときは、裁判所は利害関係人の請求により、管理不全土地管理人を選任し、管理を命ずる処分を可能とする管理不全土地管理制度及び管理不全建物管理制度が創設された。しかし、自治体の長には管理不全な土地・建物管理命令の請求権は与えられていないという課題がある。

また、農地は農業生産の基盤であり、現在及び将来における国民のための限られた資源かつ地域における貴重な資源であることから、権利移転や権利設定については農地法の権利移動制限があり、基本的に農業委員会の許可が必要となる。例外として、相続や包括遺贈、相続人に対する特定遺贈による権利移動等については農業委員会の許可は不要であるものの、相続人以外への特定遺贈による権利移動等については農業委員会の許可が必要であり、特に小規模農地は農地法による農業委員会が定める別段の面積要件を満たせないことから、権利移動等ができず、適正な農地の管理ができない状況が発生している。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 自治体の長に、管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令の請求権を与える民法の特例規定を設けること。
- 2 農地を相続人以外に対して特定遺贈する場合、別段の面積要件を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地域農業の担い手育成支援に対する意見書（案）

近年、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加等の問題が顕著化し、地域農業の担い手の育成・確保を図ることが重要課題となっていることから、農林水産省では、食料・農業・農村基本計画に基づき、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の中に、先進的農業経営確立支援タイプと、地域担い手育成支援タイプの2つのメニューを設け、対策に当たっている。

この支援制度の採択の評価はポイント制のため、法人経営などの大規模農家と家族経営などの中規模農家が同一の視点で評価されており、産地を支える中規模農家には、経営面積の拡大が所得向上に結びつかない経営体も多いことから、ポイントが取りにくく支援事業の活用が難しい状況にある。

さらに、果樹等の永年作物を生産する農家にとっては、幼木から成木までの成育に相当の期間を要し、本事業が求める3年間で成果目標を達成するのは極めて難しい状況である。

よって、国においては、地域農業の担い手を育成支援するため、下記の事項について適切な措置を取るよう強く要望する。

記

- 1 地域担い手育成支援タイプについて、ポイント項目を見直すこと。
  - ①「経営面積の拡大」のポイント項目の削除。
  - ②「農業経営改善計画における農業所得目標の達成」のポイント項目の追加。
  - ③「地域の担い手組織への参画」のポイント項目の追加。
- 2 両タイプの成果目標の目標年度を、果樹等の永年作物に配慮した内容に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

税務データの有効活用に向けた地方税法改正を求める意見書（案）

令和3年9月1日、政府はデジタル庁を創設し、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、デジタル社会推進会議を組織した。そして、本年12月中の「新重点計画」策定に向け、有識者や地方6団体などからの意見聴取を行うこととしている。

また、デジタル庁としてのビジョンには“ガバメント・アズ・ア・サービス”と“ガバメント・アズ・ア・スタートアップ”の2つの「G a a S」が掲げられ、政府として「ユーザー体験価値を最大化するサービス提供」と「大胆かつスピーディーに社会全体のデジタル改革を主導」していくことがうたわれた。

このような中、住民基本台帳など自治体が保有する個人情報の利活用が重要になってくるが、こと市民税など税務情報に関しては、個人情報保護法や個人情報保護条例に加え、地方税法22条でさらに厳格に管理されている。ここでは「秘密漏えいに関する罪」が規定されており、自治体の徴税事務従事者に対し「事務に関して、知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」との厳しい罰則がある。

このため、同じ自治体での税務情報の利用についても、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無などを慎重に検討した上であれば可能とはいふものの、結果的には平成27年施行の「空家等対策の推進に関する特別措置法」など、法令で定められた一部の業務でしか活用できていないのが実情となっており、本市事業においても、個人事業主向けの文書発出事業に税務情報が利用できず、電話帳発行会社から事業者データを購入して対応せざるを得なかった事例もあった。

このような状況は、政府及びデジタル庁の目指すデジタル社会の実現にはほど遠いことから、データ活用の観点から地方税法の在り方も変化させていくことが必要と考える。

よって、国においては、社会のデジタル化をにらみ、自治体のデータ活用の観点から、地方税法を改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国における意見書に対する取扱いの改善と積極的な活用を求める意見書（案）

地方自治法第99条に基づいて地方議会が国会または関係行政庁に提出する意見書については、それぞれの地域で抱える課題を解決すべく、住民の意見を反映し、各議会で議論してまとめた上で提出されている。意見書の取りまとめに当たっては、議会内で十分な協議・調整が行われ、意見を集約するために格段の努力がなされ、議決して提出されているにもかかわらず、その意見書の内容がどう処理されているのかは地方議会として知るすべがなく、形骸化しているのではないかとの意見も多く聞かれる。

住民に一番近く、直接向き合っている地方議会の役割と責任はますます大きなものになっており、住民を代表する地方議会が意見書により提出した民意が国政に反映されることは、地方議会の立場の向上にもつながるものであるが、意見書に対しては受理した関係行政庁等の処理について何ら規定がされておらず、その対応については全く報告や回答がなされていないのが現状である。

よって、国においては、地方議会に取りまとめられ提出された意見書について、国会審議においてその内容を積極的に調査・分析し、国の政策立案に活用するとともに、意見書の活用状況も踏まえた結果を公表するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

コロナ禍による米価下落への対策を求める意見書（案）

稲作は農業の土台であり、米価と所得の補償は絶対に必要であり、米生産農家が希望を持てるような支援策が求められている。

少子高齢化による米需要の減少に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による外食需要が消滅し、2019年産米の販売不振により起きた2020年産米の米価下落とともに、過剰在庫が積み上がったことから、2021年産米も販売不振となり、2年連続の米価大暴落を招いている。

特に2021年産米は、主力の産地ほど行き場を失う状況であり、政府による買取りなどの緊急対策が重要である。

国民の主食である米の生産が危ぶまれる事態は、地域経済にとっても深刻であり、国民全体に大きな影響をもたらすことになりかねない。

主食である米の需給と価格の安定を図ることは政府の重要な役割であり、過剰基調が明確になっている今、政府の責任で緊急に対策を実施することが求められている。

よって、国においては、以下の対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 需給調整と価格安定に責任を果たすために、過剰な在庫を政府が買い取り、市場から隔離し米価の下落を防ぐこと。
- 2 過剰在庫の米をコロナ禍で苦境に陥っている国民や学生、子ども食堂などに大規模に供給する仕組みを緊急に創設すること。
- 3 ミニマムアクセス米の輸入を中止すること。
- 4 転作補助金の大幅な拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

気候変動危機対策の強化を求める意見書（案）

今、世界各国では、異常な豪雨や猛暑、森林火災、干ばつなどが大きな問題となっており、気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっている。

2018年10月に発表された気候変動に関する政府間パネル I C P P 「1.5℃特別報告書」は、2030年までに大気中への温室効果ガスの排出を2010年度比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度までに抑え込むことができないと警鐘を鳴らしている。

また、今年の8月には新たな報告書を発表し、「人間の影響が温暖化させてきたことはもはや疑う余地はない」として、大気中における二酸化炭素の濃度を下げる努力を各国に求めている。

しかし、岸田内閣が10月22日に閣議決定したエネルギー政策の中長期的方針となる「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成の目標では、二酸化炭素を大量排出する石炭火力発電を19%にすると明記され、世界で加速する脱炭素の流れに逆行するものとなっており、これでは気候危機から脱却することはできない。

よって国においては、基本計画の前提となっている世界の先進国と比べて極めて低い目標値となっている2030年度の二酸化炭素46%削減を大幅に引き上げ、気候変動危機対策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。